

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和6年度 第5回 監査委員定例協議会

開催日時 令和6年9月3日（火） 午前9時10分～午前11時30分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、寺澤 潤、稲葉 寛之
事務局長 萩原 健
書 記 柴 秀和
山田 和誠、山田 裕 渡辺 篤史、蝦名 倫代
宇佐美亜希、神山 悟、谷 梓
青野 洋平、山本 和延

会議内容

1 開会宣言 柴次長

冒頭、山田次長補佐から次の報告があった。

- (1) 令和6年8月19日に開催した第2回監査委員臨時協議会で合議により決定した令和5年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、令和6年8月23日付けで市長（財政課）から監査委員宛て審査に付した令和5年度決算関連書類の一部に誤りがあったとの報告があったことに伴い、意見書の修正が必要となったため、同日、監査委員に連絡の上、修正案を送付し、全員一致で承認された。
- (2) 指定金融機関等の公金事務検査結果について、検査対象期間中の出納金が資金決済日に送金されていることが確認できたとの報告が会計管理者からあった。

2 例月現金出納検査等（7月分）

冒頭、山田次長補佐から、各会計とも、検査調書に記載されている預金残額と通帳類などの実物を事務局職員が照合した結果、一致していることが確認された旨の報告があった。

(1) 説明者等

- ア 各種会計 宇佐美係長（監査第2係）
- イ 病院事業会計 山田次長補佐（監査第1係）
- ウ 簡易水道事業会計 山田次長補佐（監査第1係）
- エ 水道事業会計 青野係長（監査第3係）
- オ 下水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）
- カ 農業集落排水事業会計 青野係長（監査第3係）

(2) 発言等

- ア 各種会計
(遠藤代表)

歳出の公債費が前年に比べて多いのはなぜか。

(事務局)

年によって、基金に積み立てるための支出をする時期に違いがあるためである。

イ 病院事業会計

特になし

ウ 簡易水道事業会計

(遠藤代表)

給水収益の借方に2,145円計上されているが、これは何か。

(事務局)

漏水による還付である。

エ 水道事業会計

(白鳥委員)

貯蔵品が貸方に135万円計上されているが、内容は何か。

(事務局)

由比第一取水口水中ポンプの損傷による交換に伴い貯蔵品を使用したものである。

(白鳥委員)

その内容は4ページ預金支出内訳書のどこに計上されているのか。

(事務局)

金銭の支出はないため、4ページ預金支出内訳書には計上されていない。

オ 下水道事業会計

(寺澤委員)

災害支援費の内容は何か。

(事務局)

令和6年能登半島地震対応に係る時間外及び特殊勤務手当等である。

(遠藤代表)

災害支援費の財源は他から補填されるため、他の人件費とは分けて災害支援費に計上しているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりである。

カ 農業集落排水事業会計

(稲葉委員)

勘定科目でソフトウェアとあるが、何か。

(事務局)

確認して次回の協議会で回答する。

(遠藤代表)

農業集落排水事業会計と同様な事業規模で、公営企業に移行した際参考にしたと思われる簡易水道事業会計にはソフトウェアの勘定科目がない。両者の違いも回答してほしい。

(白鳥委員)

1ページ残高試算表の総係費の借方は、当月17,501,077円だが、4ページ預金支出内訳書の総係費の支出額は、7,067,858円である。差額は、未払金の分だと思うが、内容は何か。

(事務局)

確認して次回の協議会で回答する。

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第19号 令和6年度定期監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

資料集の令和6年度定期監査対象所属(案)において、清水病院の病院総務課と病院施設課は、●が付いて斜線となっているが、両課は病院経営企画課に再編されたので、対象所属の61所属には含まれていないということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第20号 令和6年度行政監査(テーマ監査)実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第21号 令和6年度工事監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

委託先の選定はどのようにしているのか。

(事務局)

委託業務の業者選定の基準があり、その基準に合わせて数団体を選び、見積執行をしている。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第22号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

オ 協第23号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

次の2点から、地方自治法第242条第2項に規定する住民監査請求の請求期間を徒過した不適法な請求であることを確認した。

a 住民監査請求の対象行為である2件の補助金の交付から、それぞれ1年以上が経過していること。

b 請求人が財務会計上の行為を知り得たときから住民監査請求の日まで、想定し得る最も短い場合でも8か月以上が経過しており、最高裁判所の判例が示す「相当な期間内」に請求したということはできず、第242条第2項ただし書の「正当な理由」があると認められないこと。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、当該協議事項について諮ったところ、全員一致で受理せず、監査を実施しないこととして決定された。

(2) 報告事項

ア 報第7号 内部統制の不備に関する報告（令和6年7月分）について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和6年度第4回定例協議会議事録の公表について・・・・・・・・山田次長補佐が説明

イ 9月・10月の日程について・・・・・・・・柴次長が説明

4 閉会宣言 柴次長